



花菖蒲

埼玉FPセンター

**ヤマト**  
法税  
理士  
だより

(旧北村会計事務所)

編集発行人  
代表社員・税理士  
不動産コンサルタント  
C F P・T L C

**北村喜久則**  
代表社員・税理士  
行政書士・A F P

**北村秀子**  
顧問税理士(神田・星野・月岡)

事務所 〒336-0022  
さいたま市南区白幡4-1-19  
TSKビル5F  
TEL 048(866)9734(代)  
FAX 048(866)8591  
http://www.yamatotax.com  
mail tax@yamatotax.or.jp

6月 (水無月) JUNE

日	・	13	27
月	・	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	・
金	4	18	・
土	5	19	・
日	6	20	・
月	7	21	・
火	8	22	・
水	9	23	・
木	10	24	・
金	11	25	・
土	12	26	・

6月の税務と労務

- |   |   |
|---|---|
| <p><b>国 税</b> / 5月分源泉所得税の納付<br/>6月10日</p> <p><b>国 税</b> / 所得税の予定納税額の通知<br/>6月15日</p> <p><b>国 税</b> / 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)<br/>6月30日</p> <p><b>国 税</b> / 10月決算法人の中間申告<br/>6月30日</p> <p><b>国 税</b> / 7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)<br/>6月30日</p> | <p><b>地方税</b> / 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)<br/>市町村の条例で定める日</p> <p><b>労 務</b> / 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届<br/>支払後5日以内</p> <p><b>労 務</b> / 児童手当現況届(市町村役場に提出)<br/>6月30日</p> |
|---|---|

**ワンポイント** 法人設立ワンストップサービス

法人設立時に必要な「法人設立届出書」、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出など、複数の行政機関への各種手続をマイナポータルでのオンラインサービスで一度に行えるシステム。2月からは設立登記などにも対応し、全ての手続きに拡大されています。

# 退職金の税金



令和三年度税制改正では、法人役員以外の従業員に支給する退職金についての課税方法の見直しが行われています。

退職金については、税務上、留意する点も少なくないので、役員や従業員などの受給側と支給する会社側に分けて以下、ポイントを整理してみます。

## I 受給する側

### 1 納税手続き

退職所得は、原則として他の所得と分離して所得税額を計算します。

退職金の支払いを受けるときまでに、「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払い者(会社)に提出している場合は、源泉徴収だけで課税関係が終了(分離課税)しますので、原則、確定申告の必要はありません。

一方、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合は、退職金等の支払金額の二〇・四二%の所得税及び復興特別所得税額が源泉徴収されますが、受給者本人が確定申告を行うことで精算されます。

### 2 税額の計算方法

税額計算の基となる退職金(課税退職所得金額)は勤続年数などにより異なります。

具体的には、次の(1)~(3)の区分に応じて求めた課税退職所得金額を図表1に当てはめて計算します。

#### (1) 一般退職手当等

次の(2)又は(3)に該当しない一般の退職所得の金額は、原則として収入金額(源泉徴収される前の金額)から退職所得控除額(図表2)を差し引いて二分の一を掛けたもの(二分の一課税)

図表1 退職所得の源泉徴収税額の速算表

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1%
195万円以下	5%	0円	((A) × 5%) × 102.1%
195万円超 330万円以下	10%	97,500円	((A) × 10% - 97,500円) × 102.1%
330万円超 695万円以下	20%	427,500円	((A) × 20% - 427,500円) × 102.1%
695万円超 900万円以下	23%	636,000円	((A) × 23% - 636,000円) × 102.1%
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円	((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1%
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円	((A) × 40% - 2,796,000円) × 102.1%
4,000万円超	45%	4,796,000円	((A) × 45% - 4,796,000円) × 102.1%

となります。

#### (2) 特定役員退職手当等

法人役員等の退職金については、役員等としての勤続年数が五年以下の者(特定役員等)が、その役員等の勤続年数に対応す

図表2

### 退職所得控除額の計算方法

- ① 通常の退職の場合
    - 勤続年数が20年以下
      - …………… 40万円 × 勤続年数 (最低80万円)
    - 勤続年数が20年超
      - …………… 800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)
  - ② 障がい者になったことに直接起因して退職した場合
    - ①によって計算した金額 + 100万円
- ※ 前年以前に退職金を受け取ったことがあるとき又は同一年中に2か所以上から退職金を受け取るときなどは、控除額の計算が異なることがあります。

る退職手当等として支払を受けられるもの(特定役員退職手当等)については、二分の一課税が適用されません。

ここでの役員等とは、①法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人や法人の経営に従事している一定の者、②国会議員や地方公共団体の議会の議員、③国家公務員や地方公務員をいいます。

課税退職所得金額は、次のように計算します。

◆特定役員退職手当等のみの場合

特定役員退職手当等の収入金額－退職所得控除額

◆特定役員退職手当等と一般退職手当等の両方がある場合

次の①と②の合計額

① 特定役員退職手当等の収入金額－特定役員退職所得控除額

② 一般退職手当等の収入金額－(退職所得控除額－特定役員退職所得控除額)×二分の一

※ 特定役員退職所得控除額は、次の算式で求めます。

・特定役員退職手当等に係る勤続期間と一般退職手当等に係る勤続期間の重複がない場合  
四〇万円×特定役員等勤続年数

・期間の重複がある場合  
四〇万円×(特定役員等勤続年数－重複勤続年数)

(3) 法人役員等以外の短期退職手当等  
令和三年度税制改正では、退職給付の実態を踏まえ、勤続年

数が五年以下で特定役員退職手当等に該当しないもの(短期退職手当等)に係る退職所得の計算について、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を差し引いた残額のうち、一定額を超える部分は二分の一課税が適用されなくなりました。

この改正は、令和四年分所得税(令和五年度分住民税)から実施され、具体的には、短期退職手当等に係る退職所得の金額については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とされています。

① 短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が三〇〇万円以下である場合は、その残額の二分の一に相当する金額となります。

② 前記①に掲げる場合以外の場合には、一五〇万円とその短期退職手当等の収入金額から三〇〇万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額となります。

### 3 解雇予告手当

労働基準法では、使用者は、労働者を解雇する場合、少なく

とも解雇三〇日前に予告が必要で、予告しない場合は三〇日分以上の平均賃金を支払うこととされています。

この解雇予告手当については、退職所得とされています。

### 4 死亡退職金

死亡退職者の遺族が受ける退職手当等で被相続人の死亡後三年以内に支払いが確定したものは、相続財産とみなされ、相続税の課税対象となることから、所得税は非課税となります。

## II 支給する側

### 1 役員の場合

法人税法においては過大な役員退職金は損金不算入とされています。

### 2 使用人の場合

使用人への退職金は原則、損金の額に算入されますが、特殊関係使用人に対する退職金のうち、過大な部分については損金に算入できません。  
特殊関係使用人とは、次に掲げる者をいいます。

### ① 役員の親族

② 役員と事実上婚姻関係と同様の関係にある者

③ ①及び②以外の者で役員から生計の支援を受けている者  
④ ②及び③の者と生計を一にするこれらの者の親族

これは、同族会社の恣意的な所得分散を防ぐ目的を持っています。役員への退職金については損金算入に制限を設けており、使用人に対する退職金を全て損金算入にしてしまうと、本来役員に対して支給すべき退職金を、使用人である役員の親族等に過大に退職給与として支給するなどして所得の分散を図ったり、法人税を節税することも可能となるので、法人税では特殊関係使用人に対して、このように取り扱いとしています。

### 3 適正額の判断基準

役員や使用人に対する退職金の適正額の判断基準としては、その会社の業務に従事した期間、退職の事情、その会社と同業種・同規模の会社の退職金の支給状況に照らして相当かどうかで判断されます。

なお、役員退職金適正額の算出基準としては、功績倍率法や一年当たり平均額法などがあります。

## 駐車場の賃貸借契約書の印紙

印紙税法では、土地又は地上権の賃貸借契約書は、課税対象（印紙税額一覧表の第1号の2文書）に該当しますが、建物や施設、物品などの賃貸借契約書については、課税対象となりません。

そのため、駐車場の賃貸借契約書の場合は、その契約が「土地の賃貸借」なのか、「駐車場という施設の賃貸借」なのかにより、印紙税の取扱いが異なります。

そこで、駐車場を借りるための契約としては、概ね次のような場合が考えられますので、以下、その印紙税の取扱いを見ていきます。

### 1 駐車する場所として土地を賃貸借する場合

駐車する場所として、いわゆる駐車場としての設備のない更地を貸し付ける場合の賃貸借契約書は、印紙税額一覧表の第1号の2文書「土地の賃借権の設定に関する契

約書」に該当するので課税対象となります。

### 2 車庫を賃貸借する場合

車庫という施設の賃貸借契約書に該当するので、課税対象となりません。

### 3 駐車場の一定の場所に駐車することの契約の場合

駐車場という施設の賃貸借契約書に該当するので、課税対象となりません。

### 4 車の寄託（保管）契約の場合

この場合は、車という物品を預かる寄託契約書に該当するので、課税対象となりません。

なお、土地の賃貸借契約書の記載金額は、目的物の使用収益のための対価（いわゆる地代）ではなく、賃借権の設定のための対価、すなわち権利金、名義変更料、更新料等後日返還されることが予定されていないものの金額をいいます。

そのため、土地賃借権契約書で、その契約書に記載されている金額が「月額地代のみ」のような場合には、記載金額のない第1号の2文書となります。

## <当事務所の業務内容>

1. 会計 (1) 会計システムのサポート（システム分析、記帳指導、TKC・JDL 他 OA 指導）  
(2) 財務・金融面の指導（資金繰り指導、金融機関の御紹介等）
2. 税務 (1) 税務代理、税務申告書の作成、税務相談  
(2) タックスプランニング、相続、贈与、事業承継設計
3. FP（ファイナンシャル・プランニング）業務（日本FP協会埼玉支部所属）
4. 経営支援 (1) 会社設立、各種規程（就業規則等）の作成  
(2) 管理会計指導（継続 MAS）
5. 提携先 弁護士（峰岸）、司法書士（森崎）、社会保険労務士（戸田）、土地家屋調査士（片岡）、不動産鑑定士（鎌倉・岸田）、不動産会社、建設会社、保険会社は多数あり。

(スタッフ)	第1 監査班 星野顧問	① 財務支援	水落 大介 (AFP)	飯島 寿枝 (科目合格者・FP)	牛山 直子	
		② 〃	廣井 里美 (AFP)	鈴木 千尋	篠崎 理沙 (FP)	松本 由紀
		③ 〃	浜崎 雄樹 (社会保険労務士)	辻 綾 (FP)	高橋 結衣 (FP)	
第2 監査班 柴崎コーチ	① 経営支援	中村 大祐 (科目合格者)	北村 実喜 (科目合格者)	元橋 暁潔 (AFP)		
	② 〃	木村 隆志 (科目合格者)	山田 直緒子 (AFP)	會田 将志		
第3 監査班 神田顧問	① 資産税	大田 靖 (国税OB)	平野 朋子 (AFP)			
	② 〃	月岡 直樹 (税理士)	石津 悟 (CFP・宅建)			

※ 資格者 税理士5名（顧問含む）、社会保険労務士1名、行政書士1名、宅地建物取引士2名、税理士科目合格者5名、不動産コンサルタント1名、CFP3名、AFP7名、FP技能士6名、生保資格者多数、損保資格者2名、秘書資格者2名